

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

競争市場も参加者にとり、特別参加者・第Ⅱ非価格競争
入札発行」という。)
るも参加者にとり、特別参加者・第Ⅱ非価格競争
参加者にとり、特別参加者・第Ⅱ非価格競争
て、財務大臣が各国債市場特別
した後に、行われる入札であつ
び価格競争入札発行」という。)
価格競争入札発行」という。)
「国債市場特別参加者・第Ⅱ非
を定めるものによる発行(以下
場特別参加者にとり、特別参加者
であつて、特別参加者にとり、特別
競争入札と同時に行われる入札

ハ ロ

非 札 非
競 発 行
争 行 争
入 入 入

各申込みのうち、応募額を順次割り
も申込みのうちの応募額を順次割
当てる。応募額を案分により
各申込みの応募額を案分により
割り当てる。応募額を案分により
各国債市場特別参加者にとり、
募限度額の範囲内において各申
込みに応募額を割り当てる。

六

イ

発

価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
格 行 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 非
競 発 競 Ⅱ 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 Ⅰ 加 場 入

額
面
金
額
で
二
兆
千
八
百
四
十
六
億

ハ		ロ		イ		七 払 込 金 額		二		ハ		ロ		入 札 発 行																
特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行	非 競 争 入	入 札 発 行	価 格 競 争	行 争 入 札 発 行	非 競 争 入 札 発 行	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 行	非 競 争 入 札 発 行	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行	非 競 争 入													
円	二 千 百 七 十 四 億 三 千 四 百 六 十 万	九 億 八 百 三 十 五 万 千 円	十 三 万 円	二 兆 二 千 二 百 十 七 億 六 千 九 百 三			で 千 四 百 三 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六			で 二 千 百 三 十 八 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	で 九 億 三 百 万 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	円	二 兆 五 百 十 六 億 六 千 四 十 五 万	付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	九 億 三 千 九 百 五 十 万 円	つ い て 、 額 面 金 額	定 に 基 づ き 発 行 し	う ち 、 財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規	円

十二
の経過
払込み
利率

年〇・一パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に追加、次の算式によ
り算出した金額を第二十号に規
定する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 18}{100 \times 365}$$

十四
初期利
子

平成二十八年九月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十五
第二期
利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六ヶ月間に属す
る利子を支払う。

十六
償還限
償還金
元利支
払場所

平成三十八年三月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十九
入札参
加者

財務大臣から通知を受けた者

二十
払込期
日

平成二十八年四月七日